

# 新しい時代を担う体力づくり

## 養父市の「参画と協働」の動きについて

第11回

「参画」や「協働」という言葉は、日常あまり耳にしなないと思います。参画とは、市の計画や条例づくりに市民の意向を反映させるために参加を図ること、協働とは、市民同士、市民と市役所が力を合わせて地域の課題の解決を図り、安全で安心して住むことのできるまちにしていこうことです。

今月号では、市民と市役所の「参画と協働」の動きについてお知らせします。

言葉にすると難しく感じるかもしれませんが「参画と協働」という考え方は新しいものでも難しいものでもありません。

皆さんもご存じのとおり、市内には多くのNPOやボランティアグループ、まちづくり団体などがあり、多様でユニークな取り組みを行っています。どの団体も、活動の内容はさまざまですが、地域にある課題を解決したり、地域をもっと良くしていこうという思いを持って、メンバー同士やメンバーと市役所が協力して課題に取り組んでいる点は共通しています。こうした公益的な取り組みが「参画」であり「協働」です。市役所では、この「参画と協働」の

まちづくりを大変重要な課題と考え、今年2月、地域で実際に活動されている12人の方に参加していただいて「養父市参画と協働の推進指針検討委員会」を設置しました。

この委員会は、今後のまちづくりを進めるためには市民はどうあるべきか、市民の声が反映されるまちにするには市役所はどのような努力をするべきか、市民と市役所がうまく力を合わせていけるまちにするには、どのような関係づくりをする必要があるかといったことをまとめた「参画と協働の推進指針」(仮称)を作成することを目的とし、委員と職員が知恵を出し合い、協働して取り組みを進めています。

これから「参画と協働」の動きは、地域でのさまざまな活動や市役所の取り組みなどでどんどん広がっていきます。皆さんも興味を持って、少し目を向けてみてください。

※「養父市参画と協働の推進指針検討委員会」の内容は、養父市ホームページ(<http://www.city.yabu.hyogo.jp>)で随時公開していきます。  
※「参画と協働」に関するお問い合わせは、養父市政策監理部行政改革推進室(☎662-17602)までお願いします。



養父市参画と協働の推進指針委員会の様子



▶地域での花づくり活動の様子(岩崎むらづくり委員会)

# 障害者自立支援法

## 福祉サービスの体系が変わります (平成 18 年 10 月から)

サービスは、個々の障害のある方々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に対応できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービスは」、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用の際の手続きが異なります。

●お問い合わせ／養父市役所福祉部福祉課 (☎ 662-3162)

### ■福祉サービスに係る自立支援給付の体系（新サービス）

|                  |  |          |
|------------------|--|----------|
| 居宅介護(ホームヘルプ)     | 自宅で入浴、排せつ、食事介護等を行います                               | 介護給付     |
| 重度訪問介護           | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事介護等を総合的にを行います   |          |
| 行動援護             | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行います       |          |
| 重度障害者等包括支援       | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います               |          |
| 児童デイサービス         | 障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います            |          |
| 短期入所(ショートステイ)    | 自宅で介護する人が病気の場合等に、短期的に施設で入浴、排せつ、食事介護等を行います(夜間含む)    |          |
| 療養介護             | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います        |          |
| 生活介護             | 常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事介護等を行うとともに、生産活動等の機会を提供します |          |
| 障害者支援施設での夜間ケア等   | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事介護等を行います                  |          |
| 共同生活介護(ケアホーム)    | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事介護等を行います                 |          |
| 自立訓練(機能訓練・生活訓練)  | 自立した日常生活等ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います  | 訓練等給付    |
| 就労移行支援           | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識等の向上のために必要な訓練を行います   |          |
| 就労継続支援(雇用型・非雇用型) | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識等の向上のために必要な訓練を行います  |          |
| 共同生活援助(グループホーム)  | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います                  | 地域生活支援事業 |
| 移動支援             | 円滑に外出できるよう、移動を支援します                                |          |
| 地域活動支援センター       | 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です                  |          |
| 福祉ホーム            | 住居を必要としている人に、低額な料金を居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います    |          |



## 大屋地域4小学校が統合 統合「大屋小学校」が完成

大屋町山路に建設を進めていた統合「大屋小学校」が完成し、3月27日に学校関係者など約100人が出席して竣工式典が行われました。

統合「大屋小学校」は、少子化による複式学級を回避し、子どもたちが伸びやかに学べる環境をつくるために口大屋小学校、大屋小学校、南谷小学校、西谷小学校の4校を統合したものです。4月10日には初めての入学式が行われ、

新入生30人を含む全校児童218人が真新しい校舎での生活をスタートさせました。

外観は、交流ホールとランチルームを特徴的な円形形状にするほか、大屋の緑豊かな森林と清流・大屋川など、四季の美しさを感じられる風景にとけ込むようなデザインとしています。

新校舎の構造は、校舎が鉄筋コンクリート2階建てで総床面積が4205平方メートル、体育館も同構造で総床面積1110平方メートル、プールは25メートルコースが6コース(小プール12・5メートル×6メートル設置)、グラウンドは50002平方メートル。また、内部と外部に計8台の監視カメラを設置し、児童の安全を守る設備も整備しています。

ほかにも、バリアフリー対策としてエレベーターを設置するとともに、床面は段差のない構造とし、体育館とランチルームへの連絡階段にはいす式階段昇降機も設置しました。総事業費は約18億9342万円です。